

『労働安全衛生規則等の一部を改正する省令』の施行について

厚生労働省『労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会』の検討結果を踏まえ、２０２０年７月１日より『労働安全衛生規則等の一部を改正する省令』が施行されることとなり、健診項目が見直されました。

詳しい内容についてはこちらを参照



なお、健診項目及び料金等につきましては、下記までお問合せください。

営業推進課 TEL：０４９３－８１－６０２９